

3号井戸ポンプ交換修繕（大崎広域大日向クリーンパーク）仕様書

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する大崎広域大日向クリーンパークの井戸ポンプの交換修繕に適用する。

第1節 計画概要

1 一般概要

本修繕は、大崎広域大日向クリーンパークの井戸ポンプを引き抜き、井戸内を点検・洗浄し、ポンプの交換を行うことで、井水汲み上げの機能回復を図ることを目的とするものである。

2 修繕名 3号井戸ポンプ交換修繕（大崎広域大日向クリーンパーク）

3 修繕場所 大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向26番地1

4 修繕期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

5 支払方法 竣工払い

第2節 施工方針

1 適用範囲

本仕様書は、本修繕の基本的内容について定めるものであり受注者は、他の設備への業務による影響を少なくする為にも設備を熟知し、また本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要事項また業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 疑義

本仕様書について施工中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し決定するものとする。

3 変更

本仕様書については、原則として変更は認めないが、ただし発注者と受注者の協議により変更する場合はこの限りではない。

第3節 修繕内容

1 既設揚水機引揚 1式

2 事前簡易揚水試験工 1式

3 深井戸洗浄作業 1 式

必要に応じて、洗浄の前後に水中カメラを使用して調査・確認を行うこと。
調査した場合、修繕完了時に発注者へ調査画像を提出すること。

4 更新揚水機設置工

[更新内容]

水中ポンプ (200V, 26kw, 全揚程 100 m, 吐出量 1 m³/min 以上) 1 台

ケーブル・電極 1 式

揚水管 (SGP・白色) 100 A, 5.5 m 19 本

揚水管 (SGP・白色) 100 A, 2.75 m 1 本

井戸蓋セット FC 1 台

バルブセット 1 式

5 揚水試験工

揚水試験 (井戸修繕後) 1 式

6 廃棄物の処理

作業に伴い発生した廃材については、受注者が適切に処分すること。

7 その他

(1)作業時は、機材等により搬入車両の動線を妨げることなく確保すること。

(2)機材置場は発注者の指示に従うこと。

(3)本修繕において発注者が必要と認めるもの。

8 留意事項

(1)受注者は修繕の実施日及び作業方法について、発注者と十分協議の上で作業計画書を作成し、修繕開始前に発注者の承認を得ること。

(2)受注者は修繕の実施に伴い、警報を発する可能性がある場合は、その都度、発注者監督員の承認を得ること。

第4節 保証

1 保証期間

本修繕の完成品の保証期間は、正式引き渡しの日から1年間とする。

なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損等は、受注者の負担において速やかに補修、改善もしくは取替を行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

2 正式引渡

修繕完了後に発注者が検査を行い、その結果に基づいて本設備を正式に引き渡しするものとする。

第5節 修繕完了及び提出図書等

1 修繕完了

受注者は修繕完了後、速やかに完成時提出書類を発注者に提出し、発注者検査員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

- (1) 契 約 時：消費税に関する届出書
- (2) 着 手 時：着手届及び工事工程表，
現場代理人等通知書，経歴書
- (3) 履 行 時：作業日報（当日の作業内容，作業員数，進捗率等を記入）
- (4) 完 了 時：給付完了通知書，完成報告書，現場写真（履行前，作業中，履行後），
その他組合が必要と認める書類
※指示がない場合は各1部の提出とする。

第6節 そ の 他

1 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請，報告，届出等の必要がある場合には，その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2 基本的事項

本修繕に際しては，次の事項を遵守するものとする。

- (1) 受注者の作業にあたっては，安全に配慮留意し，関係法令を遵守するものとする。特に火気等の使用については，担当者と十分協議をすること。
- (2) 制御盤の操作等については，発注者（検査員）立会いの下に行い，基本的に作業中は既設制御盤の電源を落とすものとする。
- (3) 資材置場，資材搬入路などについて発注者と十分協議し，周辺に支障が生じないように計画し，実施すること。また，整理整頓を履行し火災・盗難等の事故防止に努めること。
- (4) 他設備，既存物件等への損傷・汚染防止に努め，受注者の責任範囲において損傷・汚染が生じた場合は，受注者の負担で速やかに復旧すること。

3 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から

不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適正に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

以上